

医療安全管理者養成研修

2019年度医療安全管理者養成研修実施要領

医療の質の向上と安全の確保は国民の願いであり、医療者が取り組む最優先課題です。厚生労働省は平成14年より病院および有床診療所に医療安全管理体制の整備を義務づけ、平成18年の診療報酬改定では医療安全管理者の配置を要件とした医療安全対策加算が新設され、平成19年には医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針（以下、指針と略す）が示されました。そして、平成26年6月に成立した医療法の改正により、医療事故調査制度が平成27年10月1日から施行されました。また、平成30年には診療報酬の改定により、特定機能病院以外の保険医療機関を対象として医療安全対策地域連携加算が新設されました。

そこで、このような国策と国民ニーズに応えるべく、徳島県看護協会においても医療安全管理者として活躍できる看護職者等を養成するために標記の研修を実施します。

研修プログラムの企画についての考え方は指針に基づくものとし、かつ、受講後は受講者が即戦力となるような内容にしたいと考えます。

1. 教育目的・目標

1) 目的

- (1) 医療安全管理者として必要な基本的知識・技術・態度の習得をめざす。
- (2) 医療安全の専門的知識と実践能力を身につける。
- (3) 医療安全管理者としての業務を明確にし、医療安全の推進を図る。

2) 目標

- (1) 医療安全対策の動向や関連法規・制度等を学び、医療機関における医療安全管理者としての役割と位置づけを理解する。
- (2) 医療安全の専門的知識と技術を学び、医療安全管理者としての実践に活かせる。
- (3) 受講者が主体的に医療安全推進のためのネットワークを作ることができる。

2. 期間 2019年8月27日（火）～2020年2月14日（金）47時間（8日間）

3. 場所 徳島県看護会館

〒770-0003 徳島市北田宮1丁目329-18

TEL088-631-5544 FAX088-632-1084

4. 定員 30名

5. 受講要件

- 1) 施設において医療安全管理者の任にある者および任を予定されている者等
- 2) 保健師・助産師・看護師においては施設看護代表者の推薦、看護職以外の医療・福祉・介護施設の職員については施設長の推薦があるもの
- 3) 8日間の日程を全て受講できるもの

6. 受講申し込み方法

- 1) 受講申込書 様式は本会ホームページよりダウンロードも可能です。
- 2) 申し込み期間 2019年6月3日(月)～7月3日(水)
- 3) 受講決定 選考の上、受講決定し、7月19日(金)までに通知する。
- 4) 受講料 会員30,000円 非会員100,000円

7. 事前課題の提出

受講決定後に事前課題の用紙をお送りします。

事前課題のテーマは「医療安全活動における施設の現状と課題」800字程度の予定です。

提出期限 8月16日(金)必着

8. 修了証

規定の日程を修了したのものには「修了証」を発行します。

※この研修は、医療安全対策加算に係る研修(通算40時間以上)の対象となります。

9. 研修プログラム 別紙参照

10. その他

本研修に参加された徳島県看護協会会員の方は、「研修応援ポイントカード」に8ポイントが付与されます。